

令和 7 年度

第 3 回太子町行財政審議会議事録

日時：令和 8 年 2 月 3 日(火) 午後 1 時 27 分から午後 3 時 06 分

場所：太子町役場議会棟 1 階全員協議会室

令和7年度第3回太子町行財政審議会議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日時 令和8年2月3日(火)

場所 太子町役場議会棟1階全員協議会室

開会 午後1時27分

閉会 午後3時06分

2. 諮問事項

町議会議員の報酬月額の見直しについて

3. 委員の出席者

会長 堂本 正広 (連合自治会)

委員 中村 孝秀 (有識者)

委員 森本 浩司 (有識者)

委員 杉本 泰代 (教育委員)

委員 廣岡 稔巳 (商工会)

委員 濱上 廣良 (公募委員)

4. 町出席者

町長 沖汐 守彦

《説明員及び事務局》

総務部長 森 文彰

議会事務局長 田中 秀彦

総務課長 栗田 政知

総務課副課長 高見 良

総務課主査 山本 ゆきの

《説明員 (太子町行財政審議会条例第7条の規定による出席要求)》

太子町議会議長 首藤 佳隆

太子町議会副議長 堀 卓史

議会改革特別委員会委員長 中藪 清志

議会改革特別委員会副委員長 出原 賢治

5. 傍聴者なし

6. 審議会経過

別記にて記載する。

1. 開会
事務局

委員の皆様には、お忙しい中、太子町行財政審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

私は総務課長の栗田と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまから令和7年度第3回太子町行財政審議会を開催いたします。

まず、本日の議題の担当部局及び事務局の所属長等を紹介いたします（沖汐町長ほか、出席職員を紹介）。

なお、本日は、行財政審議会条例第7条の規定による説明員として、町議会より首藤議会議長、堀副議長、中藪議会改革特別委員会委員長、出原副委員長に出席いただいています。

では、会議に先立ちまして、沖汐町長よりご挨拶を申し上げます。

2. 沖 汐 町
長 挨 拶

太子町長の沖汐でございます。

平素は町政の推進にそれぞれの立場で尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

本日諮問する議案は、町議会議員の報酬月額の見直しについてです。

令和5年10月、本審議会で答申をいただいた際、「類似3町との均衡に鑑み、現行額から類似3町の平均程度への引上げを検討されたい」との答申及び附帯意見として、「議員報酬月額の引上げに当たっては、類似3町の定数や近年の他団体の動向を踏まえ、議会改革として定数削減を実施されたい」と意見をいただいています。

議会においては、当該答申を踏まえ、議会改革特別委員会を設置し、議会基本条例の制定をはじめとした議会改革を進めるとともに、活動量調査等を踏まえ、本日も審議いただく報酬及び定数の見直し案を取りまとめ、議会から提案を受けています。

この提案を踏まえ、また、社会情勢、全国の議会動向、議員のなり手不足等の現状を踏まえながら適正な議員報酬の水準について審議いただくようお願いします。また、町議会議員の報酬は、平成10年以降、据え置かれておりますが、議員活動の質・量は増加しているものと認識しております。委員の皆様には、この後、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りますよう改めてお願いし、私の挨拶とさせていただきます。

事務局

続きまして、堂本会長よりご挨拶をいただきます。

3. 堂 本 会 長
挨 拶

寒い中、出席いただきありがとうございます。

本日は2月3日、季節の分かれ目である節分です。節分は季節の節目であり、課題を外に出し、新たな福を迎える節目とも言えます。

町においては、私たちの審議、意見をまちづくりの節目に生かしていただくとともに、皆さんがご家庭にお戻りになった際には今年の恵方の南南東を向いて巻き寿司にかぶり付き、ご家庭にも福を呼び込んでいただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。以後の進行につきましては、行財政審議会条例第6条の規定により、堂本会長にお願いいたします。

4. 審議 太子町行財政審議会規則第4条第2項の規定に基づき、議事録署名
堂本会長 員として、中村孝秀委員と杉本泰代委員を指名いたします。後日、議事録の確認、署名をしていただくようお願いします。

なお、本日の出席者は6名で、定足数に達しておりますことを申し添えます。

次第の4番目、「町長より諮問」に進みます。

諮問事項について事務局よりお願いいたします。

事務局 「町議会議員の報酬月額の見直し」について、諮問させていただきます。

沖汐町長が諮問書を読み上げますので、堂本会長、ご起立をお願いします。

沖汐町長 (諮問書読み上げ、堂本会長に手渡し)

事務局 それでは審議に入りますので、沖汐町長にはご退室いただきます。

(沖汐町長退室)

堂本会長 ただいまの町議会議員の報酬月額の見直しについての諮問につきましては、本日審議していただいた後、改めて令和8年3月17日に行財政審議会を開催の上、審議を重ねた上で答申を行いたいと考えております。

熱心なご審議、ご意見を、よろしくお願いします。

それでは、担当部局は説明をお願いします。

事務局 資料をご覧ください。諮問の趣旨とその内容について簡単に説明いたします。

令和5年度第2回太子町行財政審議会において、「特別職等の給料及び報酬の見直しについて」審議する中、議員報酬月額について、類似3町との平均程度への引き上げを検討されたいとの結論が示されています。町議会においては、この答申を受け、令和6年3月定例会にて議会改革特別委員会を設置し、議会改革を推進されています。

また、令和7年2月以降、議員報酬及び議員定数の改定に向けた協議を実施されています。

このたび、町議会から議会改革特別委員会等での協議結果をまとめた「町議会議員の報酬月額の見直しにかかる町議会提案」が提出されたことを受け、先程、町長より行財政審議会に諮問させていただいたところです。

町議会から提案の報酬額については、現行月額、議長39万円、副議

長 30 万円、議運及び常任委員会委員長 27 万 8,000 円、議員 27 万 1,000 円を、議長 42 万円、副議長 38 万 5,000 円、議員 37 万円とするものです。議運及び常任委員会委員長の加算は廃止となっています。

議会全体の活動量の増加・平準化を前提として、各種加算の増額又は廃止の組合せにより報酬体系を再設計した結果、当該加算は削減又は廃止とされています。

適用時期は、令和 9 年 4 月の町議会議員の改選後からとされ、多様な人材の獲得をめざすためのものです。審議会で賛意を得られた場合、令和 8 年 6 月定例町議会への改正条例案の提出を望まれています。

議員定数の見直し、定数 2 減を同時に実施することですが、提案報酬額の見直しが見送られた場合には、定数減も継続審議となることを確認しています。

堂本会長

事務局の説明のとおり、このたびの審議につきましては、町議会からの見直しの提案、資料の提出を受けています。

町議会より説明員として出席いただいている首藤議長に説明をお願いいたします。なお、審議会運営の都合上、20 分程度でお願いいたします。

首藤議長

町長の挨拶、事務局の説明とも重複する部分もありますが、町議会の提案について説明させていただきます。

太子町行財政審議会において、令和 5 年 10 月 18 日に「特別職等の給料及び報酬の見直しについて」が諮問され、同年 10 月 24 日に答申がありました。

その審議過程においては、猪名川町及び稲美町、播磨町の県内類似団体 3 町との比較検証がなされ、その結果、議員報酬については、類似 3 町との均衡に鑑み、適正な水準となるよう検討する必要があるとして、「類似 3 町の平均程度の額に引き上げることを検討されたい」と答申された。また、議員の報酬月額の上昇については、「類似 3 町や近年の他団体の状況を踏まえ、議会改革として定数削減を実施されたい」との附帯意見が添えられていました。この答申を踏まえ、太子町議会では、令和 6 年 3 月定例会において全議員を委員とする「議会改革特別委員会」を設置、関東学院大学法学部牧瀬教授をアドバイザーとして招き、議会活性化に向けた様々な取り組みを行ってきました。約 1 年、計 16 回の委員会での協議を経て、令和 7 年 3 月定例会において「和のまちをつくる太子町議会基本条例」を制定するに至りました。この基本条例は、既存の全国町村議会基本条例、市議会基本条例を真似することなく、町独自の視点で、聖徳太子の 17 条憲法を基にしまして 17 条の条例を制定しております。

また、令和 7 年 2 月から引き続いて議会改革特別委員会の方で議員報酬及び議員定数の改正に向けて議論をスタートさせ、これまでに通算 16 回の委員会を開催し協議を重ねてきました。

一方、議会改革の推進と議員報酬の適正化に向けて研究を行ってき

た全国町村議会議長会では、令和 6 年 7 月に「各町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額 47%程度を目指す」とする決議がなされました。これは、現行の町長給料が 890,000 円である太子町においては、418,300 円の議員報酬月額に相当します。また、議員の活動量に基づく原価方式によって適正な報酬額の水準を考えるべきとの方向性が示されました。

議会改革特別委員会においては、令和 7 年 2 月から現職議員全員を対象とした活動量調査を実施し、令和 7 年 3 月 1 日～5 月 31 日の 3 か月間の平均で町長の約 40.6%、議員報酬月額として 36 万 2,000 円という議員活動の結果を得ました。議員活動をもっと増やさないといけないという指針にもなり、また、住民の皆様にも伝えるべく、「議会だより 215 号」にもその内容を記載いたしました。その後も活動量調査を継続し、毎月集計し、令和 7 年 3 月 1 日から 9 月 30 日の 7 か月間の平均を再び計算の上、町長の約 42 パーセント、議員報酬月額として 37 万 6,000 円という数字を得ています。

令和 7 年 9 月に開催した住民との意見交換会、カフェトークでは、議員報酬と議員定数について住民と議員が対話し、そこで出された多様な意見はその後の協議における各議員の判断材料となりました。また、その協議の中で、平成 22 年 12 月定例会で廃止となった年 6 万円の政務調査費について、月額 2 万円程度いただければ、町民の皆様は議員活動をお示しするに値する活動ができるのではないかと議論を行いました。議員報酬月額の 35 万円として政務活動費を別途月額 2 万円支給する、使わなければ返還するとの方向で議論を進めてまいりましたが、他団体の不祥事等の状況を受け、住民の皆様からの政務活動費への信頼に不安があるとの意見もあり、導入については見合わせることとの結論を導きました。

議員報酬と議員定数のこれまでの推移や、専業で議員を務めることが困難な現状、議員のなり手不足への懸念、議会機能の維持と活性化など、多岐にわたる論点から議会改革特別委員会での全議員による議論を重ねた末に、同委員会における採決の結果、議員報酬月額を 37 万円とする案がまとまり、「和のまちをつくる太子町議会基本条例」に基づく議会改革を推進し、議員全体の活動量の豊富化と質的向上、平準化を図ることを前提として、次期改選後より議員報酬を改正することを提案させていただきます。

なお、議長及び副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長の議員報酬に対する加算額については、議員全体の活動量の増加と平準化を前提として議員報酬自体を増額することから、これを減額若しくは廃止することが妥当と判断しています。

報酬につきましては、意見の中には、「現状維持」、「40 万円」等の意見も少数ありましたが、同委員会における採決の結果、議員報酬月額を 37 万円とする案でまとまりました。

これに加え、令和 5 年 10 月の行財政審議会の答申に添えられていた、「報酬月額の引き上げについては、類似 3 町の定数や近年の他団体の

状況を踏まえ、議会改革として定数削減を実施されたい」との附帯意見についても議会改革特別委員会において議論を重ね、採決の結果、今回の議員報酬改定を実施する際には、同じく次期改選時より議員定数を2名減の13名とすることに決めています。

これまでの2年間、議会改革に向けて重ねてきた議論の詳細につきましては、お手元の資料にまとめてございます。

全国の自治体においても議員の活動量調査を実施している議会が多数ありますが、太子町議会においては、住民の皆様の見解を聞く機会、住民意見を集約する取り組み、カフェトークを開催しているところが特筆すべきところと考えています。

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

堂本会長

首藤議長の説明に対しまして、質疑、意見等がある方はありますか。意見がないようですので、ここで町議会の説明員の皆様には退室いただきます。

ご出席、ご説明ありがとうございました。

(町議会説明員退室)

堂本会長

担当部局は説明の続きをお願いします。

事務局

それでは、社会経済の情勢及び町財政状況について説明をさせていただきます。

内閣府の12月の月例経済報告では、景気は穏やかな回復が続き、個人消費は持ち直しの動きが見られる一方、企業収益の改善に足踏みが見られ、業況判断はおおむね横ばいとなっています。

雇用情勢は改善の動きが見られ、消費者物価は上昇しています。

1月の内閣府月例経済報告も確認しましたが概ね同様です。

今般の衆議院議員選挙、政治の動向なども見据える必要はあるかとも感じていますが、物価上昇の継続が個人消費に及ぼすリスクに留意が必要であるとされています。

町の財政状況については、町税収入は回復傾向にありますが、大幅な増収は見込み難い一方で、少子高齢化対策、公共施設の老朽化対策、防災安全対策、行政のデジタル化などにかかる財政需要は増加基調であります。さらに、賃金水準や定年引き上げに伴う人件費の増、エネルギー物価高騰、金利上昇、高齢化に伴う社会保障経費の増など、経常経費は増加見込みです。

加えて、橋梁・文化会館・学校施設の改修、揖龍クリーンセンター整備事業等の大型事業も控え、厳しい財政運営が見込まれると考えています。

令和6年度の財政指標では、経常収支比率は91.8%（県内41市町中13位）、実質公債費比率は11.4%（同32位）、将来負担比率は14.2%（同22位）となっています。

現在の町議会議員報酬となった平成10年と現在の国家公務員初任給を比較すると、平成10年にⅡ種（一般職／大卒）で174,200円であったものが、令和7年4月に一般職（大卒）で232,000円となり、57,800円上昇しています。

同様に消費者物価指数を比較すると、平成10年に年間平均が約98.3であったものが、令和6年では年間平均が約108.5となっており、現在も消費者物価は上昇を続けています。

続きまして、全国町村議会の動向、国資料から説明します。

総務省の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」では、小規模団体における低水準の議員報酬が、なり手不足の要因と指摘されています。

また、首藤議長の説明にもありましたが、全国町村議会議長会では令和6年7月10日の都道府県会長会で、「市議会との均衡」「町村長給料月額47%程度」を目標とする決議を行い、活動量、原価方式による適正水準の検討を促しています。

全国に町村議会は926あり、全国町村議会議長会の令和6年度アンケートでは、議員報酬を「検討済」または「検討中」が244町村、原価方式の採用は31町村（12.7%）、今後採用予定32町村（13.1%）となっており、原価方式を不採用とする理由では、近隣町村とのバランス114（63.0%）、類似団体を参考80（44.2%）がその事由となります。

県内の他の町議会との比較では、猪名川町、稲美町、播磨町に続いて、上郡町と同額の4番目の額です。最も高い猪名川町の報酬月額は30万円、最も低い新温泉町は20万8,000円です。

県内の市議会も含めれば、41市町33番目の額となり、1番目の神戸市の報酬月額は93万円、市の中の最も低い報酬月額は養父市の31万円となります。議会提案の報酬額となった場合は、西脇市と同額となり、41市町中19番目となります。

現在は全国926町村中100位、議会提案額とした場合は全国3位となります。

提案額での改正及び定数2減（13名）を実施した場合、年収ベースでは、議長が714万2,100円（+51万150円）、副議長が654万6,925円（+144万5,425円）、議員が629万1,850円（+168万3,495円）となります。

7ページに現行報酬月額、猪名川町の報酬月額、議会提案の報酬月額での年額ベースでの議員報酬を掲載しています。また、参考として、議会提案分の75%、50%、25%の増分として計算したものを掲載しています。

5ページをお願いします。兵庫県下の町報酬額、財政状況をまとめたものとなりますが、中段の議員の令和5年の活動状況をご覧いただければ、定例会・臨時会の会期日数・会議日数では、太子町議会が最も多くなっており、委員会、全員協議会の開催日数についても上位に位置しています。活動量調査前においても本町議会の活動量は比較的多いと見て取れます。

議会より議員定数の削減に係る意見をいただいていますので、全国の町村の議員定数について調査したところ、最も少ない議会で 5 名であり、15 名以上を定員とする議会は 926 議会中、116 議会となります。

人口 3 万人以上の自治体、議会に絞れば、1 番少ない議員定数で、12 名、最も多い議会で 20 名の定員となっています。

事務局からの説明は以上となります。

堂本会長 事務局の説明に対して、ご意見や質疑などをお願いいたします。

委員 町議会の議員定数についてはどのように推移していますか。

事務局 議員定数は、平成 7 年には 20 名でしたが、平成 15 年に 2 名減、19 年に 2 名減、令和元年に 1 名減と段階的に削減され、現在は 15 名となっています。

委員 現在の 15 名から 2 名減との提案がされていますが、削減後は 13 名で議会活動が可能であると考えての議会からの提案でしょうか。

事務局 町議会では、委員会制、委員会を重視して議会を運営しており、現在は、総務経済建設常任委員会及び福祉文教常任委員会という 2 つの常任委員会を設け、それぞれに 7 名ずつ所属しています。7 名の内、1 名は委員長として、議長はオブザーバー的な立場で両委員会に携わっています。定数の課題につきましては、議会として議論を重ねた結果、2 名減までであれば、議会として、委員会として活動できると判断してのものとなります。

委員 議員定数を削減することで議会活動、議員活動が停滞することがないように感じたところですが、議会としての判断であればと安心しました。議会自らで出された定数減とセットでの報酬額の見直しであれば 10 万円の増額も受け入れられると感じました。

委員 説明にあったとおり、物価上昇、社会情勢を鑑みると適正な報酬額にすることは必要であると感じています。ただし、住民感情を考えると、議員報酬が上がれば総額でどの程度町財政負担が増えるのかが気になる所と考えています。そういった意味では定数削減を併せて実施することは適切であると思っています。類似 3 町の動向はいかがでしょうか。

事務局 令和 5 年、前回の行財政審議会において、類似 3 町との均衡、平均程度への引き上げが示されていますが、類似 3 町ともに同時期から報酬改定は実施されておられません。他議会の動向を注視しているといった形と感じています。そのような中で本町議会議員の報酬が最も低い報酬額ですので、今般の提案を受けて議員報酬を上げること自体は前

回答申に沿った形であると考えています。

委員 議会提案の額とすれば、年収が約 630 万円となりますが、町のために頑張ろうという意識を持っていただく、町議会議員専業でという候補者を増やす意義はあると考えました。

委員 議会提案の報酬額に加え、提案の 75%、50%、25%の試算を提示されていますが、議会提案の報酬額以外の答申を出すことも可能なのでしょうか。

事務局 議会としては、議会提案の是非を基本とするものとお聞きしていますが、議会提案の報酬額が認められなかった場合であっても、前回の審議会意見、これまでの議会改革の進展を鑑みると、附帯意見などを活用して段階的にでも議員報酬を上げていく流れが望ましいのではと考えています。

委員 議員報酬の原資は税金であり、一般的な企業であれば 10 万円のベースアップは考えにくいでしょう。企業活動が好調で業績が上がる、利益が上がっているから給料がアップするというのは理解できますが、議員活動量の集計結果を踏まえた報酬改定には少なからず違和感を覚えています。

委員 自身の勤務先を含め一般企業、近隣企業の状況を見てみても 10 万円上がるというのは考えにくいと感じています。

委員 商売人としては、議員のなり手不足が進む中、他自治体を含め、ランドマーク的に引っ張るという意味でドンと引き上げることは可能と感じています。ただし、一般企業では難しいかもとも感じています。

事務局 先の説明において、社会情勢や町財政状況を説明しましたとおり、これまでの行財政審議会における審議と同様、社会情勢、財政状況等と照合しつつ、それぞれの知見からのご意見をいただき、令和 8 年 3 月 17 日の審議会で答申をまとめ上げていただきたいと思います。

委員 以前は違う審議会に所属していましたので、事前配付資料を拝見して 10 万円の増額はさすがすぎるなと思って出席しましたが、今日の説明を聞き、確かに他に職や年金等があるか、または共働きでないと生活が成り立たないとも認識しました。議員構成を見ると、高齢者から私たちの世代まで様々ですが、実際活動されている方、私たちがよく話をする方は若い方ですので、できれば若い方にやってほしいという気持ちが強く、生活ができるよう報酬を上げることには賛成です。10 万円は確かに突出する部分がありますので、町としてこのような考えで大幅アップしますという意思表示ができないと住民に説明は難し

いとも思っています。

委員 現行の報酬が少ないことは確かであると感じています。兼業でなく、専業でできる報酬がどの程度であるのかという落としどころが難しいと思っています。

委員 私たち民間企業においても、事務局資料のように何パターンかシミュレーションするのは必ず行うことです。議員の若返りを図ることを目的として報酬額を上げ、若返ることにより色々な施策が出るという今日に見えないプラスの部分も出てくるかなと思います。

住民感情の反発は結構あると思いますので、きちんとその上げ幅の説明をしていくことが必要でしょう。

事務局 県内真ん中くらいの財政状況の中、大幅に議員報酬をアップするのは住民理解を得られないのではとの懸念を持っています。

委員 個人レベルではこんなに仕事を頑張っているのに物価が上がって生活が苦しいと訴える人が多いでしょう。また、まだまだひと昔前の議員イメージを持っている人が多いように感じています。住民感情から言えば、10万円も上げる必要がない、人によっては1円も上げる必要はないという方さえいると思われれます。

委員 最初に10万円上げることに賛成しましたが、そこが困難であるのであれば、せめて30万円台にすることは必要ではと考えています。住民感情を考えてみると確かに立ち止まるところもあります。

委員 事前資料で拝見した際には、一気に10万円を上げるのは通常では考えられないものと考えていましたが、消費者物価の上昇等の説明を聞き、その意義は理解しました。問題となるのは財政収支と住民感情です。施設の改修等も重なっていますし、住民理解には丁寧な説明を各所で行っていくなどが必要でしょう。

事務局 今週土曜日には若者、18歳から29歳までの方を対象としたカフェトークも開催されます。

委員 カフェトークは私も参加させていただきました。

町の各分野で頑張っている方と議員が円卓に座り、気楽な形でトークするという趣旨でしたが、その結論でも若い人たちも、新しい議員のなり手を出す意味で議員報酬を上げるべきではという意見が出た記憶があります。

ただし、今言われたように、最大の課題は、景気低迷・物価高の状況下での一律10万円増に対する住民感情であると思っています。報酬額の審議は本日ですべて行ってしまうことが必要ですか。

事務局 次回、3月17日の審議会の前半部分において皆様に改めて審議いただく時間を取った後、答申をまとめ上げていただければと考えています。また、お手元に意見提出様式を配付させていただきました。本日はいただいた意見以外で意見がある際は、本日以降、2月12日までに事務局までご提出ください。

委員 先程からの審議を通して感じることは、10万円に対する温度差がかなりあるということですが、定数減と合わせて行うことには皆さん意義を感じているようです。若い世代を、多様な世代を呼び込む材料にしたいというのも皆が思っていることでしょう。
カフェトーク自体はいいことと感じていますが、議員の皆さんが並ぶ中で、果たして本当の意見を言っている人がどれだけいるのかが少し疑問に感じました。

事務局 前の画面をご覧ください。昨年12月の新聞記事となりますが、石川県白山市議会の議員報酬が、議員のなり手不足解消を理由とした議員提案による議案により、審議会の答申(3万8,000円増)を上回る8万2,000円増で令和7年12月に可決されています。町及び議会においては、審議会の答申を尊重することが必要であると深く感じています。今回の諮問、答申において、議会提案額に及ばない場合であっても、定期的な見直しの機会がありますので、附帯意見を付すなどして、議会改革を進めていただきながら、段階的にめざす報酬の形を整えていく努力、対話を続けていくことはできると考えています。

委員 複数のシミュレーションを作成いただいておりますが、議会提案額以外では定数減の考え方が反映されていません。作成は難しいでしょうか。

事務局 委員の求めを受けての参考資料であれば作成することは可能です。

委員 検討、判断の材料となりますので、ぜひ作成してください。

事務局 このたびは議員報酬と議員定数はセットのように提案されていますが、原則は別々で考えるものです。議員定数を減じて余った財源を報酬に回すといった考え方ではありません。あくまで報酬は報酬、定数は定数、それぞれ、なぜ報酬を上げるか、なぜ議員定数を削減するのか、何人必要であるかを考えるべきものです。審議会では、このような原則を押さえつつ、進めていただければと思います。
このたびは議員提案の中でも報酬及び議員定数が記載されていますので、参考資料として作成、配付させていただきます。

委員 行財政審議会として、議員定数を減らす、増やすという立場ではな

いと理解しました。しかし、経営者がアルバイトの時給を上げて優秀な人を確保して、5人のアルバイトを3人に減らす。そのような感覚で考えてしまうのも通常でしょう。財政が厳しい中で議員報酬を上げるとなれば、やはり信頼できる議員に絞っていかなければとも考えてしまいます。

最初の質問で議員定数を削減しても議会が機能するか確認したのはそういった意図、前提があつてのことです。

事務局 令和5年度の答申を出した審議会においても同様の議論があり、議員定数と切り離しができないとの意見が多く、附帯意見として議員定数にふれた経緯がありました。その際にも「議会改革として定数を削減を」という議会に委ねる方法を取っています。

委員 例えば、この行財政審議会で37万円を可、定数減は2名との答申が出た場合や、議会提案額をアップすることは住民感情を鑑みて難しいと答申が出た場合、行政としてはどのように事務を進めていくと想定されますか。

事務局 前者であれば、審議会の意見を尊重して令和8年6月議会に議案を提出する運びとなる可能性が高いと考えています。後者であれば、議会には提案しない形になるかと考えています。

しかしながら、例えば、3万円から5万円のアップが妥当と附帯意見に記載された際には、議会の中で改めて協議いただき、町と調整の機会を持つことがあってもいいとも考えています。

答申を受け、議会側が今後の展開をどのように考えるかを町においても真摯に伝えていくべきであろうと考えています。

堂本会長 意見が一定出揃ったと思われまふので、本日はこれで審議を終了させていただきます。

本日は、議会提案額を妥当であるという意見、住民感情、財政事情を鑑みると上昇幅が大きいという意見、定数削減と合わせて考えるべきとの意見が多かったと感じています。本日の意見に加え、次回会議までに委員各々で改めてお考えいただき、意見提出様式の活用や次回審議会での意見につなげていただくようお願いいたします。

5. 閉会
堂本会長 それでは、本日の議事を終了とし、進行を事務局にお渡しさせていただきます。

熱心なご審議ありがとうございました。

事務局 堂本会長、円滑な進行、運営、ありがとうございました。
また、委員の皆様も慎重かつ活発なご意見をありがとうございました。

以上を持ちまして、第3回太子町行財政審議会を終了させていただきます。

きます。

次回、第4回行財政審議会につきましては、3月17日午後1時30分から、場所は本議会棟2階の常任委員会室で開催させていただきます。

本日の議事録につきましては、速やかに作成し、署名委員の署名後、各委員に送付及び町ホームページに掲載させていただきます。

次回もどうぞよろしくお願いたします。

太子町行財政審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和8年2月20日

署名委員

中村孝秀

杉本泰代